

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-35)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。				
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	406	305	177	247
	補正予算(b)	27,871	0	429	-
	繰り越し等(c)	74,631	0	0	-
	合計(a+b+c)	102,908	305	606	-
執行額(百万円)	102,833	258	572	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	環境ビジネスの市場規模(兆円)	基準値	実績値					目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		約79	約82	約74	約80	約82	調査中	約50増
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	環境ビジネスの雇用規模(万人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		約205	約213	約222	約225	約227	調査中	約140増
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	別紙のとおり					-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
(間接)環境報告書公表企業(上場/非上場)[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
	約30/ 約12	51.6/ 29.3	54.6/ 24.7	56.0/ 25.9	59.5/ 24.4	調査中	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>○世界の潮流の中での経済のグリーン化を見てみると、SRI(環境・社会・ガバナンスの観点から企業を評価し、運用先を選定する投資)の規模は欧州等で残高800兆円を超えており、また融資に関する環境配慮については、世界では赤道原則(融資に際して環境・社会への影響を考慮する原則。2013年7月現在、78機関が署名。)に基づく取組が進められている。我が国ではSRIの規模は欧州等に比べ依然小さく、また、融資の際の環境への配慮についても、赤道原則署名機関が大手都市銀行3行に留まり、一層の促進が必要。</p> <p>○平成24年度実施施策までは「新成長戦略(平成22年6月閣議決定)」における「2020年までに50兆円超の新規市場の創出、及び140万人の雇用創出」を目標としており、平成23年における環境ビジネスの市場規模及び雇用規模はそれぞれ約82兆円、約227万人と、前年度に比べ増加している状況にある。</p> <p>○事業者による環境情報の開示については、欧州を中心に制度化を進める動きもある中、我が国においては、環境報告ガイドラインの改定など、環境報告書作成の促進のための施策等により、環境報告書作成割合は、上場企業については増加傾向にある。ただし、非上場企業においては減少傾向にあり、全体では総じて横ばい。</p> <p>○平成23年度に金融機関のイニシアティブにより策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の活動を支援し、署名金融機関の拡大を図っている。平成24年度末現在、186機関が署名。</p> <p>○地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は81.3%であり、着実に取組率が増加している。民間企業については目標を大きく上回っている。ただし、特に非上場企業でグリーン購入を実施している取組率はここ数年60~70%程度と減少傾向にある。</p>
------------	---

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○環境報告書については、環境報告ガイドラインの改定などにより、上場企業（特に大企業）については一定の普及が図られているが、非上場・中堅・中小企業などについては更なる普及と有用性の向上を図っていく必要があり、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。</p> <p>○「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」については、署名金融機関の拡大が図られるとともに、4つのワーキンググループが形成され、平成24年度は計7回開催されており、おおむね期待どおりの成果が得られた。しかし、地域金融機関の巻き込みが引き続き課題であり、今後とも署名金融機関の間での情報共有を通し、一層活発な活動が行われるよう支援し、環境金融の裾野の拡大を図っていく必要がある。また、こうした原則の取組に加え、平成25年度に創設する「地域低炭素投資促進ファンド」により民間投資を促進し、SRIの取組の拡大を図っていく必要がある。</p> <p>○地方公共団体のグリーン購入実施率は向上しているものの、目標達成に向け、グリーン購入取組ガイドラインの改定や説明会等を通じて、未実施の地方公共団体や民間企業における普及拡大を図っていくとともに、適切な情報提供方法の改善など更なる普及方策を検討していく必要があり、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。また、更なるグリーン化を目指し、平成24年度に、より高い環境性能に基づく物品調達を調達するためのプレミアム基準策定ガイドラインを策定したところであり、その取組の推進を図っていく必要がある。</p>
--	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成25年度環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会を開催し、外部有識者の知見を活用した。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>測定指標3 環境省「平成24年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査集計結果」 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/refe/result_of_qs12.pdf) 測定指標3及び4 環境省「平成23年度環境にやさしい企業行動調査結果」 (http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h23/gaiyo.pdf)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>総合環境政策局環境経済課 総合環境政策局環境計画課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>大熊 一寛 岡谷 重雄</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	---------------------------------------	---------------	-------------------------	-----------------	----------------

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

[%]

	基準値	年度ごとの目標値					目標値
	平成 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成27年度
地方公共団体	-	76.0	73.1	73.8	78.6	81.3	100.0
上場企業	-	77.8	81.1	78.9	75.4	調査中	約50
非上場企業	-	70.7	69.8	68.1	58.4	調査中	約30
年度ごとの目標値		-	-	-	-		

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-36)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定推進と地域における地球温暖化対策の取組を支援することにより、低炭素な地域づくりを推進するとともに、公害防止計画に基づく取組を支援するなど、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
達成すべき目標	すべての都道府県・政令市・中核市・特例市において地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	82	80	96	
		補正予算(b)	-	84,000	-	
		繰り越し等(c)	4,439	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	4,521	84,080	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	3,997	84,043	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画 第3章第1節2.「地方公共団体」の基本的役割及び第3章第3節1. 総合的・計画的な施策の実施					

測定指標	1 都道府県・政令市・中核市・特例市における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	15.0%	55.8%	83.0%	90%	100.0%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	100.0%	-
	2 政令市・中核市・特例市以外の市町村における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準	実績値					目標
年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
-		-	2.3%	5.1%	9.3%	調査中	増加傾向の維持	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)については、特例市以上の地方公共団体において着実に策定自治体数が増加しており、特例市未満についても増加傾向にある。
	目標期間終了時点の総括	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率は、着実に増加しており、概ね期待どおりの成果をあげていると言える。 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)については、地方自治体を対象として説明会を実施したほか、計画策定の参考となるよう、先進的な取組を盛り込みつつ地方自治体が実際に利用し易い実行計画策定マニュアルへの全面改定に向け検討を行った。 また、地域における地球温暖化対策の実施を促進するため、グリーンニューデール基金等により前年度に引き続き支援を行った。 こうした計画策定と対策実施への支援により、低炭素な地域づくりが促進されたが、より一層取組を促進する必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	大学教授や専門機関の研究者等を含めた検討会にて、土地利用・交通分野、地区・街区分野における温室効果ガスの削減手法や削減効果、実施手法等の詳細について調査を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果
---------------------------	------------------------------------

担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名	岡谷 重雄	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(環境省24-37)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成							
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。							
達成すべき目標	「環境教育等促進法」第19条に基づく地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)や地方環境パートナーシップオフィス(EPO)の運営をとおしてNPO、行政、事業者等の各主体間のネットワーク構築を支援するとともに、各主体が公平な立場で環境保全活動に取り組む協働取組を促す。また、環境NPOが行う活動の事業化を支援することで、パートナーシップの形成を図る。							
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度		
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	254,898	228,677	211,120	355,408		
		補正予算(b)	0	0	0			
		繰り越し等(c)	0	0	0			
		合計(a+b+c)	254,898	228,677	211,120			
執行額(千円)		244,116	224,502	201,500				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) 							
測定指標	1 環境教育促進法に基づく協働取組の実施数	基準値	実績値				目標値	
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	-	-	2	-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	施策の総合的な展開を通じて、NPO、行政、事業者等の各主体間のネットワーク構築や各主体が公平な立場で環境保全活動に取り組む協働取組を促しているところ。						
	目標期間終了時点の総括	施策の総合的な展開を通じて、NPO、行政、事業者等の各主体間のネットワーク構築や各主体が公平な立場で環境保全活動に取り組む協働取組を促しているところであり、こうした取組の効果測定の指標とする協働取組の実施数についても改正法の施行(平成24年10月1日)後着実に実績を伸ばしているところ。今後も施策の総合的な実施・展開を通じて、協働取組やパートナーシップの形成を図っていく必要がある。						
学識経験を有する者の知見の活用								
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報								
担当部局名	総合環境政策局 民間活動支援室	作成責任者名	宮澤俊輔	政策評価実施時期	平成25年6月			

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(環境省24-38)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進							
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。							
達成すべき目標	「持続可能な開発のための教育(以下ESD)」活動の参画促進や活性化を促すとともに、国連大学の「ESDの地域拠点(以下RCE)」づくり等の事業を支援することで持続可能な社会づくりの担い手育成を図る。また、企業が行う社員向け環境教育の強化や教職員及び地域の環境活動リーダーによる地域の学校教育の支援、大学生等将来の環境教育の担い手育成を図るほか、東日本大震災の経験と新たなESDの取組などを世界へ発信することで環境教育・環境保全活動の底上げを図る。							
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度		
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	574,348	339,113	336,129	471,049		
		補正予算(b)	0	0	0	0		
		繰り越し等(c)	△ 9,993	9,993	0			
		合計(a+b+c)	564,355	349,106	336,129			
執行額(千円)		539,902	307,280	279,400				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) ・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画「第4章他」(平成23年6月3日改定) 							
測定指標	環境教育等促進法第8条の1に基づく各都道府県及び政令指定都市において作成する行動計画数	基準値	実績値				目標値	
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	-	-	13	-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	
施策に関する評価結果	目標の達成状況	施策の総合的な展開を通じて、ESD活動の推進、教職員や大学生、環境活動リーダー等の持続可能な社会づくりの担い手育成や企業の環境教育の支援等を行うことで環境教育・環境保全活動の底上げを図っているところ。						
	目標期間終了時点の総括	施策の総合的な展開を通じて、ESD活動の推進、教職員や大学生、環境活動リーダー等の持続可能な社会づくりの担い手育成、企業等の環境教育の支援等を行っており、こうした取組の効果測定の指標とする地方自治体の行動計画も着実に作成されてきているところ。今後も施策の総合的な実施・展開を通じて、持続可能な社会づくりの担い手育成等を行う必要がある。						
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「『国連持続可能な開発のための10年』円卓」(平成23年2月) ・「環境教育等推進専門会議」(平成23年10月～平成24年5月)を開催し、外部有識者の知見を活用した。 							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報								
担当部局名	総合環境政策局 民間活動支援室	作成責任者名	宮澤俊輔	政策評価実施時期	平成25年6月			